

## 福井県総合教育会議開催要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、福井県総合教育会議（以下「会議」という。）の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 会議は、知事および教育委員会をもって構成する。

（会議）

第3条 会議は、知事が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があるときは、知事に対し、協議すべき事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 知事および教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重するものとする。

（意見聴取）

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者または学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第5条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、または会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

（議事録）

第6条 知事は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、適当と認める方法により、公表する。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、福井県教育庁教育振興課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月23日から施行する。